

恵庭市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 1 2 号

恵庭市補助金等交付規則の一部を改正する規則

恵庭市補助金等交付規則（平成 1 2 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 3 条（略） （交付の申請） 第 4 条（略） 2・3（略）	第 1 条～第 3 条（略） （交付の申請） 第 4 条（略） 2・3（略） 4 <u>第 1 項の規定により申請する場合において、当該補助金等に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該補助金等に関する消費税仕入控除税額等が明らかでないときは、この限りでない。</u>
第 5 条～第 8 条（略） （実績報告等） 第 9 条 補助事業者等は、補助事業等が完了した	第 5 条～第 8 条（略） （実績報告等） 第 9 条 補助事業者等は、補助事業等が完了した

現行	改正案
ときは、速やかに補助事業等実績報告書(様式第4号)により報告しなければならない。 2・3 (略) 第10条～第13条 (略) (補助金等の返還) 第14条 (略) 第15条～第19条(略)	ときは、速やかに補助事業等実績報告書(様式第4号)により報告しなければならない。 2・3 (略) <u>4 補助事業者は、第4条第4項ただし書の規定による補助金等の交付の申請をした後に消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額等を交付決定された補助金の額から控除して速やかに報告しなければならない。</u> 第10条～第13条 (略) (補助金等の返還) 第14条 (略) <u>2 補助事業者等が第4条第4項ただし書の規定による補助金等の交付の申請をした場合において、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等が確定し、既に交付された補助金等の額を減額するときは、期限を定めて、当該消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命じるものとする。</u> 第15条～第19条(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。